

群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会荒牧地区連絡部会要項

平成 18. 4. 1 制定

改正 平成 20. 5. 19 平成 23. 4. 1

平成 28. 7. 1 平成 29. 5. 1

令和 2. 4. 1 令和 3. 4. 1

令和 5. 4. 1 令和 8. 4. 1

令和 8. 4. 22

(趣 旨)

第 1 群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会規程第10条の規定に基づき、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会荒牧地区連絡部会（以下「荒牧地区連絡部会」という。）を置く。

(任 務)

第 2 荒牧地区連絡部会は、荒牧地区における群馬大学総合情報メディアセンター（以下「センター」という。）の業務について共同教育学部（教育学研究科を含む。）、情報学部（情報学研究科を含む。）及び大学教育・学生支援機構との連絡調整を行う。

(組 織)

第 3 荒牧地区連絡部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

(1) 群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会規程第 3 条第 11 号の委員の中からセンター長が指名するもの 1 人

(2) 共同教育学部（教育学研究科を含む。）及び情報学研究科から選出された教員 各 1 人

(3) 総合情報メディアセンター教員 1 人

(4) 大学教育・学生支援機構から選出された教員 1 人

(5) その他センター長が指名する者 若干人

2 前項第 2 号から第 5 号までの部会員は、センター長が委嘱し、任期は 2 年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部 会 長)

第 4 荒牧地区連絡部会に部会長を置き、第 3 第 1 項第 1 号の部会員をもって充てる。

2 部会長は、荒牧地区連絡部会を主宰する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員が、その職務を代行する。

(部会員以外の者の出席)

第 5 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第 6 荒牧地区連絡部会の事務は、研究推進部総合情報メディアセンター課において処理する。

(要項の改廃)

第7 この要項の改廃は、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会の議を経て、センター長が行う。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要項の施行後、最初に委嘱される第3の第1項第2号から第5号までの委員の任期は、第3の第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この改正は、令和8年4月22日から施行する。